

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 7 号

函館市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

函館市老人福祉法施行細則（平成 8 年函館市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別記第 2 号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 3 項中「別記第 3 号様式」を「別記第 2 号様式」に改め、同条第 4 項中「別記第 4 号様式の」および「別記第 5 号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 5 項中「別記第 6 号様式の」および「別記第 7 号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 6 項中「別記第 4 号様式の」および「別記第 6 号様式の」を「市長が別に定める」に改める。

第 3 条第 1 項中「別記第 8 号様式」を「別記第 3 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 9 号様式」を「別記第 4 号様式」に、「別記第 1 0 号様式」を「別記第 5 号様式」に改める。

第 4 条第 1 項中「別記第 1 1 号様式」を「別記第 6 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第 1 2 号様式」を「別記第 7 号様式」に改め、同条第 3 項中「別記第 1 3 号様式」を「別記第 8 号様式」に改め、同条第 4 項中「別記第 1 4 号様式」を「別記第 9 号様式」に、「別記第 1 5 号様式」を「別記第 1 0 号様式」に改め、同条第 5 項中「別記第 1 6 号様式」を「別記第 1 1 号様式」に、「別記第 1 7 号様式」を「別記第 1 2 号様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「別記第 1 8 号様式の」を「市長が別に定める」に改め、同条第 2 項中「別記第 1 9 号様式」を「別記第 1 3 号様式」に改める。

第 6 条中「別記第 2 0 号様式」を「別記第 1 4 号様式」に改める。

第9条第2項中「別記第21号様式」を「別記第15号様式」に改め、同条第3項中「別記第22号様式」を「別記第16号様式」に改める。

第10条中「別記第23号様式」を「別記第17号様式」に改める。

第11条中「別記第24号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第12条中「別記第25号様式」を「別記第19号様式」に改める。

第13条中「別記第26号様式」を「別記第20号様式」に改める。

第14条中「別記第27号様式」を「別記第21号様式」に改める。

第15条中「別記第28号様式」を「別記第22号様式」に改める。

第16条中「別記第29号様式」を「別記第23号様式」に改める。

第17条中「別記第30号様式」を「別記第24号様式」に改める。

第18条中「別記第31号様式」を「別記第25号様式」に改める。

第19条中「別記第32号様式」を「別記第26号様式」に、「別記第33号様式」を「別記第27号様式」に改める。

第21条中「別記第34号様式」を「別記第28号様式」に改める。

第22条中「別記第35号様式」を「別記第29号様式」に改める。

第23条中「別記第36号様式」を「別記第30号様式」に改める。

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

別記第4号様式から別記第7号様式までを削り、別記第8号様式を別記第3号様式とし、別記第9号様式から別記第17号様式までを5様式ずつ繰り上げる。

別記第18号様式を削り、別記第19号様式を別記第13号様式とし、別記第20号様式から別記第26号様式までを6様式ずつ繰り上げる。

別記第27号様式中

栄 養 士

を

栄養士または 管理栄養士

に、

栄 養 士
医 師

を

栄養士または 管理栄養士
医 師

に改め、同様式を別記第21号様式とする。

別記第28号様式を別記第22号様式とし、別記第29号様式から別記第36号様式までを6様式ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の別記第 2 7 号様式の規定に基づき提出されている申請書は、改正後の別記第 2 7 号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。